

第十回国会 農林委員会 議録 第二十一号

昭和二十六年三月十四日(水曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君

理事中垣 國男君 理事野原 正勝君

理事松浦 東介君 理事吉川 久衛君

理事足鹿 覺君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

小淵 光平君 川西 清君

河野 謙三君 中馬 辰猪君

幡谷仙次郎君 原田 雪松君

平野 三郎君 八木 一郎君

金子與重郎君 八百板 正君

池田 峯雄君 横田基太郎君

出席國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君

出席政府委員

農林事務官 塩見友之助君

(大臣官房長)

農林事務官 富谷 彰介君

(大臣官房長)

農林事務官 平川 守君

(農地局長)

農林事務官 小倉 武一君

(農政局長)

農林事務官 山根 東明君

(畜産局長)

委員外の出席者

農林事務官(農政局農政課長)

渡部 伍良君

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

三月十四日

委員金子與重郎君及び池田峯雄君辞任につき、その補欠として小林運美

君及び木村榮君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

農林漁業資金融通法案(内閣提出第六四号)

積雪寒冷作地帯振興臨時措置法案(松浦東介君外百四十名提出、衆法第一号)

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

農林漁業資金融通法案を議題とし、質疑を行います。質疑は通告順に許します。小笠原八十美君。

○小笠原委員 総括的な質問は、農林大臣並びに大蔵当局の御出席を待つてそれから行いたいと思うが、まずもつて官房長に御答弁願いたい。

この前から問題になっている畜産関係、蚕糸関係は、簡単にオーケーもとれた。そこで今度それを裏づける予算関係の振りわけはどういうふうになさるおつもりであるか。これが確立しないと、われわれは本案の審議に迷うのです。だからその内容がきまつておれば、それを明確にしてもらいたいという事と、またさらにその内容が確立していないという事ならば、これからの見通しという点について明確にしたいのであります。

○塩見政府委員 ただいまお尋ねのございました点については、六十億の預金部資金の導入については、まだ詳細な内容のものには遺憾ながら作成されていないのでございます。それで過去に

おいて何回かつくつたものもございませぬけれども、この国会でのいれど、御要望というふうなものを織り込んで、相当それを訂正しなければならぬということ、今鋭意研究中でございますが、できるだけ早くそれを作成してお目につけておきたいと思つておられますけれども、まだできておりません。事務当局の作成の方針としては、御趣旨を体しまして、できるだけ共同施設、特に畜産であるとか、蚕糸であるとか、幾らか従来の考え方としては輕視されていたようなふうな感じられる点に相当重点を置いて、それで案をつくりたい、こう考えております。

○小笠原委員 ただいまの御答弁の六十億というのは、最初の畜産、蚕糸の入れない前の六十億というお話でありますか、それとも今後補正的に六十億というものをやつてくださるのであるか、どちらでございましょうか。

○塩見政府委員 これは今後額をふやして行く預金部資金の方の六十億についてでございます。この特別会計の金の計算、それから特別会計の收支の計算というふうなものが、大体において六十億をさらに導入するという前提のもとに立っているという関係から、また過去において金利補給とか、その他いろいろ、農林、畜産、蚕糸、水産といふものの子算折衝上の関係からも、大蔵省の方では、これは農林漁業資金融通法の関係のそのわくをふやしてやつて行つたらどうか、こういうふうな折衝の過程においてけられたようなものも相当ございしますので、その点についてはは大蔵省としては、私の聞いている限りでは、好意的にできるだけ善処するということ、その六十億全体のわくについて幾らということ、今明確に答えかねる段階に至つておりますが、必ずこの点については、われわれとしてひとつ緊縮一番、できるだけの額をとりたいと考えて、今折衝をいたしたいと思つておられます。

○小笠原委員 この六十億の範囲内で計画、制振り決定がしておらぬことは、それはごもつともなことであります。しかしながら、今後のことはまだ未決定の問題でも、大体予想だけ話でありませぬ。この法案を提案する時分に、すでにおきまりになつた六十億、こればかりに振当てができたといはしますと、さらにこの題目に畜産、蚕糸というものが出た以上は、すでにきめた六十億の内容にも変更があるべきだと思つて、同時にこれから追加するものは、按分しようとか、あるいは事情によつては取捨選択も必要があるでしょうが、今度出るものは全部に對して関係のあるものでありまして、追加された事業的な内容がある以上は、今のきまつた六十億に手が入らぬという理由はどこか、そこ、それが私にはわからない。

○塩見政府委員 その点は、われわれの方としては、預金部資金の導入によつてわくを拡げられるという、ある程度の自信を持つておられるものでございませぬから、できるだけ関係方面と折衝を

落せました既存の六十億については手を触れないで、またそれがある程度折衝の経過上さらに減つていけると、そのような理由もなか／＼申し上げたい関係にもございしますので、あの六十億のわくの方をふやすことによつて、それを優先的に考えて参りたいという考え方でございまして、できるだけの努力は拂うつもりでございますから、御了承願いたいと思つておられます。

○小笠原委員 そこでわれわれがわからなくなつてしまふのであります。そうすると、一体根本からお尋ねしなうてはならぬ。畜産、蚕糸を追加するという問題に對しては、政府当局の方では、政務次官を初め皆さんの方で、なか／＼向うの方はほんとうだから、これはやりかねるとか、あるいはもう見込みなしとかいう宣告までもやられたが、しかしそういうはずはないといふので、われわれ委員側から満場一致をもつて、こんなものは認めない、何とかこれだけは追加をといつたところがオーケーが来て、その結果を裏面であらうと、政府も協力なされた、それがために向うの方でも簡単に畜産と蚕糸の追加を認めたということを承つておられますが、これは事実ですか。

○塩見政府委員 従来の経過から申し上げますと、農林という言葉の中には、一応畜産及び蚕糸というふうなものは含まれておるといふ考え方でこの法案を立案したわけで、共同施設の方の農業倉庫にもこの六十億のわくが当

落せました既存の六十億については手を触れないで、またそれがある程度折衝の経過上さらに減つていけると、そのような理由もなか／＼申し上げたい関係にもございしますので、あの六十億のわくの方をふやすことによつて、それを優先的に考えて参りたいという考え方でございまして、できるだけの努力は拂うつもりでございますから、御了承願いたいと思つておられます。

てはめられていないと同様に、畜産、蚕糸というふうなものもわくが当てはめられていなかったわけでございますけれども、当初から落そうというふうな考えではなかつたようでございます。ただ具体的に六十億の中にわくが入っていないというふうな点に對して、こういう農林漁業に對する特殊の金融については、数年前學校であるとかその他いろいろ関係の特殊金融が問題になつた際以來、非常にむずかしい状態にあつたものでありますから、農林漁業の中でも、特にほかとのつり合ひ上、特殊性が強調されるというふうな点で、当初は遠慮して非常に限定して出した。それをこの議會において非常に出張るというふうな御趣旨の意見が強く、それで共同施設の方に具体的に、そして御意向を尊重するという形で、議會の御意向を尊重して折衝した結果、了解を得た、こういう経過になつております。その点はそういうふうな経過でございますので、今後においてできるだけわくとして努力を拂つて、御趣旨に沿うように折衝して参りたい、こう考へておるわけです。

○小笠原委員 ちよつとこまかくなるけれども、そこが理論的にほくらにわからぬ。政府の方も議會の意思を取入れて、そうして共同で向うに折衝した結果オーケーが来たということになれば、六十億という既存のものに事業が追加されたことに對して、政府は協力したということになる。そうならば、既存の六十億に對する予算の分配の割振りしなければいけません。しかしあなたの方で急に向うに折衝するのはめんどうくさい、ややともすれば切り

込まれて来て、六十億が四十億になるかもしれないと言ふ。これはかつてな話で、なればなつたでかまわないが、なる理由がない、向うでも許したのだから……これは新事業に對して割振りの責任を持つてのオーケーなんだ。これにそういう杞憂を持つこと自体がわかれにはわからない。しかし相手は向う様のことだから、向うの流儀でどういふことをされるかもしれない。さて、理論的にそういう事業が加わつたら、元の内容的予算もやはり配分を新たにしてやる。それから追加のものは全部に對しての追加であつて、いかに畜産が食糧問題で重要であり、養蚕が輸出産業の日本の經濟確立の上に重要であると言つたつて、これは議論にならぬ。今後の六十億が全部この二つにされるということでもない。従つて従來の六十億に對して提案した法案は、事業が加われば、そこから根本を直して行かなければこつちの方では納得しきれぬ点がある。しかも官房長自身が納得できておるかどうかが疑わしい。自信があるかどうか疑わしい。それを大蔵省の役人が、あぶないからこれは手をつけないで、新たにだしてやるからそれでうまくやつてしまおうとかなんとか、そういうことはこの法律提案の趣旨に反する問題で、そうならば畜産と養蚕の別法に對して、これに對し予算をとる法案をともかくここに出すということならわかる。これが加わつた以上は、そういうわけには行きますまい。これはあなたの方で、委員が何と言つてもここにこういう事業が加わつた以上は、元の予算の割振りを根本的に直すのが理論的に当然であつて、役

所としてはそれ以上できませんと逆になつて、そのつちから、もつた上で何とかしようというものは、一体それで政府の答弁になりますか。その点がどうも私にはわからない。それは官房長か、政務次官も事務次官もそんなことに同意しておるのかね、あぶなくてしかたがない。もし御答弁ができたならば、大臣が来てからということは一応保留するとか、もし少し相談した結果、まともなものを述べるとか、これは重要な問題で、悪い例を残すことになるから、この点だけははつきりしてもらわなければ困る。

○塩見政府委員 ただいまの御質問は非常に重要な問題でございますし、われわれ事務當局だけの判断で答へてきないような点にひつかつておると思ひますので、できれば大臣が来られるから、大臣からお答へ願つた方がよいと存じます。

○小笠原委員 それでは大臣が来るまで保留します。

○千賀委員 川西清君。

○川西委員 この農林漁業資金融通法案は、御承知の通り長期低利の資金を融通して、農林漁業の生産力を増進するの目的なものであります。こういうふうな融通資金に對して、原案のように多種類の利率を設けますことは、あまり前例のないことであります。し、この差異をつける根拠を正確に求めることはむずかしいと思ひます。参考資料として御配付になりました、農林漁業資金の貸付條件算定に関する資料を見ましても、こういうふうな利率に差異をつける根拠は、どうしても解

しがたいのであります。私は塩に關係してありますが、林業關係特に林道關係も同様であらうと思ふのであります。現在塩の賠償額は、二十三年に一ト九千七百五十円とございました。その後変更されておりました。塩は農業と同様に原始産業であります。この賠償額によりまして、生産費だけで一ぱいでありまして、償還の余裕などは全然ないのであります。また塩田の造成にいたしても、一町歩約二百万円ないし三百万円かかりまして、農地以上の経費がかかる。こういうふうな事情に照しまして、各部分とも農地改良並みに利率を七分五厘、五分五厘、四分五厘と一定にするのが適當と考へるのであります。この点につきましても、どういふふうにお考えですか。

○富谷政府委員 ただいまの利率が、各業種によりましてまち／＼になつておるといふ点でございますが、これは各事業主体があげます經濟効果を金額に換算いたしまして、償還可能な限度まで利率を上げて参つたということになつておられます。その上げました理由を申し上げますと、預金部資金からの導入の規定は特別會計法の第十二條にありまして、その最高限度は――現在同特別會計の出資金は、御承知のように六十億円となつておられますが、この出資金の限度まで借りられる。但し金額は予算で定めるといふふうになつております。資金を導入するためにそれ／＼の業種について上げたというふうになつておられますが、その限定について申し上げますと、この主官は大蔵省でございますので、大蔵省の主管課と連絡の上で利率を算定いたしま

した。現在の利率で償還可能であるという基礎は、お手元に差上げました資料にある通りであります。

それから林道に關しましては、現在市中銀行から林道開設に融資されておるような關係もございまして、それを勸業いたしましてこのような利率といたしたような次第であります。

○川西委員 今御答弁がございましたけれども、この資料だけによりましては、利率をどういふふうな區別してつけないければならぬという、はつきり得心の行くような根拠がどこにも見出しがたいのであります。さらに預金部から六十億出すということは、われ／＼の最も念願するところでありまして、けれども、特に先ほど官房長の答弁にもありまして、現在配付になつておる予算の参考書によりまして、現在のままでありますれば一億八千万円の利子収入がある。手数料その他で約九千万円、残り九千万円は余裕金として出て来るわけでありまして、原案による利子収入は平年度約三億六千九百七十八万五千円、それに対して私の申しますように利率を一定にいたしますと、利子収入は三億五千四百四十万円になりまして、差引利子収入の減少額は千八百三十八万五千円、約千八百万円だけの差がある。それでありまして、余裕金が九千万円あつたのが七千何百万円くらいに減るだけのことです。この点につきましても、どういふふうに考へるか。さらに六十億出ることにもちろん念願しておることでありまして、けれども、これについては、先ほどお話しがりましたように、まだ内訳も決定しておらない、すべて仮定の話であり

ます。そういう仮定のもとの話が実現いたしましたような場合には、さらに補正予算を計上して千八百万円くらいどうでもなる。それでありませうから、その点につきましてはどういふふうに考えるか。

○富谷政府委員 たいまのお話でございますが、利息収入を年利にして三厘下げますと、これによりまして預金部導入資金の限度というものは現在の六十億円から四十五億円に落ちるわけでありませう。一べん下げたおいて、わずかの金額だから補正予算でどうでもなるじやないかとお話でありませう。それが、一旦下げて、それによつて貸出しますと、現に利息収入がその分だけ落ちるわけでありませう。補正予算で一般会計から利子補給でもない限りは、一旦下げた利率によつて六十億を導入するわけには参りませう。

それから利子補給の点でございますが、私も考えますに、かように一般会計及び見返り資金特別会計から無利子の金をもらつて低利融資をして、その上になおかつ利子補給を別途に要求するといふことは、少し筋が通らぬのではなからうかという考えを持つておるわけでありませう。

○川西委員 たいまのお話のように、利子収入から総額を逆算されることとはちよつと常識上おかしいと思つた。この点につきましてはさらに熟考していただくように願ひます。

もう一点ごまかいことだけお尋ねいたします。塩田の煎茶場は融資の対象になつておらないようであります、その点どういふふうにお考えでありますか。これは塩田の一部でございます。

○富谷政府委員 塩田関係の煎茶施設——これは煮つめるための機械設備でございますが、これは今回の六十億の配分計画の中では、融資の対象と考へておりませう。その理由といたしまして、これは塩田に限りませう、すべての業種について同様でございます。先ほどお話のございました畜産、蚕糸も同様でございます。とにかく資金の需要量は非常に多いけれども、配当されるべき金額が限定されている。そういうわけでこの六十億の配分計画につきましては、土地及び堤防、そういった土地に付属する設備だけに限定いたして、煎茶施設に対しては将来の問題であるというふうに考へておるわけでありませう。

○川西委員 この点、塩田は農業同様原始産業であることをもう一回勘案されて、さらに御考慮願ひすることを希望して質問を打ち切ります。

○千賀委員 大臣に対して保留された分の質問を許します。

○小笠原委員 先刻大臣に対して保留した分についてお尋ねしたいと思つた。今度、きわめて重要な食糧解決の畜産また輸出関係の日本経済に關係ある蚕糸、この事業がこの法案に加わつた。加わつたから、これに対する予算の裏づけを今官房長の方に尋ねたい。ところが今後さらに六十億の追加予算を予想して、このうちから相当に振当てると、相当御同情のあるお考へのはよくわかりませう。しかし法案の趣旨からいつて、今後出るものは別な。出るか出ないかということ、これは確立したものでない。またもつたものではない、補正的なもので

ある。すでに六十億といふことがきまつている以上この六十億と、後に事業が加われば、その六十億に手をつけた割振りの計画が一致してこの法案になるといふことは、申さぬでも大臣の方には明確に御承知のことである。これを逆におれ／＼の方で動かすことは何事だと言つた場合に、事業が加わつた法案である以上は、これを動かすのはあたりませうといふ答弁をなさることが政府の提案の理由にならねばならぬ。これには逆の手をつけたくないと言つて。そうして新たにこれから来る六十億の中で考えようといふ夢みたいな答弁では、法案の提案理由にならぬ。大臣よく考へて下さい。しかもこの前も、畜産の問題とか蚕糸の問題を、何とかこれに加へなければならぬといふことを再三主張した。大臣もそれはよからうと言つたけれども、事務局の方は、關係筋がどうのこうのとのおつかなつくりで、幅を広げてはどうかと、くだらないことを言つてどうとうこに來て、議員の方から修正というふうなやつと、それに協力して向うのオーケーをとつたといふことである。またも予算に來ておつたことと、くだらないことを言つて困るとか、くだらないことを言つて、二度も三度も同じ轍をふむようなことをして、政府の体面にかかわるようなことをせぬでも、堂々と減らそうが引こうが、向うでオーケーを興えて事業を追加した以上は、それにやるから、ぼくらにわからない。当委員会を無視して購置するような気分が政府に多分にあつて、どうもわれ／＼

には納得しかねる点がある。ことに大臣はよく考へて、委員会をもう少し重視しなければならぬ。自由党から出た内閣、しかも大政党である。国民に對しても重大責任がある。それであるから、この委員会を軽視するような傾向があつてはいかぬ。なぜそういうことを言うか。畜産、蚕糸の問題を軽視しておるからだ。政務次官のごときは、政府を代表し、それは絶対に不可能とまで言つたのを、こつちの方で出せば、さつさとオーケーが来る。そういう裏面工作は、いかにも委員会を無視しておるような気分が多分にある。今度の予算においても、当然改むべきものを改めないで、今後通ればと言ふことは、それでいいでしようか。それで法案になるでしようか。それが政府のやり方ではないか。それがあぶないからといつて今官房長に聞いたら、官房長は正直だ。これはわれ／＼事務局がどう思つたのにはいけなからぬ。大臣からしつかりお聞きになつた方がいいでしやう、こういうことでそれまで保留にして、今大臣が出席になつたわけでありませうが、どうか明快な政府のやり方を御答弁願ひたい。

○廣川國務大臣 何か押しつけられて喚問されたようですが、第一に、農林漁業金融特別経済とも言うので、か、それをつくることをご考へしてもらいたいと思つておる。長期資金といふのは絶対できないといふことは、政府部内からも放送されておつたのであります。それをわれ／＼の方の農林省の全能なる官吏諸君が、一生懸命に苦勞してつくり上げたので、しかもまた予算編成期が迫つておつて、非常に短い期間にやつたのであ

ります。そうしてやつとここまで着けたのであります。しかもまた特定の人は、政府の言うことは頭からはねつけるが、国会を尊重するくせのあることもよくあなた御承知の通りであります。そういうふうなことで、あなたの方の御努力によつてその了解を得られたといふことは、日本の畜産、蚕糸界にとつては非常な光明を見出すことになるのであります。しかしわれ／＼として考へたことは、これは明示いたして考へませんが、内容には十分含まれておつたはずであります。ただこれを行き方に非常に明るい点を見出しておるのであります。これはわれ／＼として考へた場合には、畜産なりあるいは蚕糸なりは、市中銀行の金融が比較的まだつきやすいが、その市中銀行の金融がつかない分を先にしたといふことで御了解願ひたいのです。特に蚕糸の方は、蚕糸業界においては現在自己資金を持つておるのであります。自己資金を系備安定なり、あるいは蚕糸業発展のために、どうしてもわれわれは使わなければならぬといふことで、懸命な努力をしておるのであります。その点にも含みを持たしておつたわけでありませう。それからまた畜産關係については、中余から特別な方法でこれを出させようといふことで、いろいろ苦心しておつたのであります。その方面に重点を置いてかようなことになつたのであります。しかしここで皆様に法律をきめてもらへませうれば、日本の財政当局も法律には従わなければならぬので、等額の金をおの中に入れていただければならぬことなるのであります。この法律を先にきめて

もらえれば、いや応なしに六十億のものは入れなければならぬ義務を持たせることになるのであります。でありますから、この法律を通してもらいたいたい。この法律の提案理由であります。こういうふうなわけで、決して私たちがいたしましては、そのうちの三十億だとか、四十億だとかいうようなことで退歩するのじやない。法律の明文の示す通り、等額のものを入れるために努力いたすのであります。またあなたも長い間国会を運営せられておりました、臨時国会を開かなければならぬという事は十分御存じの事であるのであります。特にこういつたようなもの、あるいはその他のことで臨時国会を開かなければならぬということ、あなたは百も承知でおつしやつておられることと思つておるのであります。そのようになつた以上は、それについて十分私は考へて行きたいと思つております。

○小笠原委員 なか／＼大臣は答弁がうまくて、迷わされるよ。こういうふうな御答弁ばかりでは困るのです。これは重点がたつた一つしかない。いかにこの法案でもって長期資金にまで乗り出したことは、大臣も苦心し、事務当局も相当な骨を折つたことはよく知つておる。これは大成功だ、それまで行つたことはよくわかります。そこにただ畜産という重点と、蚕糸という重点と横に置いてやつた。今度中金から七分の利子を出すとか何とかで、やつたものに織り込んだものであります。これは、臨時国会とか何とかいう問題は別の話です。別の話だが、今法律さえ通れば、

六十億のうち何と入れなければならぬ。その六十億は多分この現在の六十億をさされるものだと私は思つておるが、今後の六十億のお話でしようか。それではちよつと困る。なぜ困るかといへば、そうすると法律にならな。今度六十億とれるか三十億とれるかわからないか、そのうちにおいて何とかわらぬのだ。そうではなく、今ある旨にならぬのだ。そうではなく、今ある六十億をなぜそこへ割振りしないか。そういう御答弁でなく、もう一ぺん考え直してしつかりしてもらわなければ、これは法案にならない。この重点一つをはつきりしてもらいたい。

○廣川國務大臣 あなたは、どうして自分の方で固めた現在の六十億の中で配分しろ、こういうことか。積み上げて来るのは、長い苦しい道行きをたどつて来ておるのであります。そこまですて涙のないことをおつしやらずに、今度とれる六十億の中でわれ／＼は十分に努力する。こういうことを事務当局で心から言つておるはずであります。これは事務当局とわれ／＼とずいぶんお話ししたのであります。これも先ほどここに畜産、蚕糸を入れたような方法でうま／＼行けばよろしいのであります。が、何せ急いでおるのであります。今国会にはどうしてもこれをやりたいたいです。時間がもうなくなつておりますので、私は特になぞをなべておるわけでありまして、その程度で御了解を願えれば、今後やつて行く上において非常に都合がよろしいと思つておる。

○小笠原委員 今度は大ん／＼にわか

つて来た。これは政治ですから、いろいろこういふことをやつていくつておるのには相手があるものだから、折衝するうちに期間もなくなるという都合もある。それではあなたにひとついふ方法を告知せしめよう。あなたの答弁はまだ未熟だ。あなたは大臣をここへ呼んで来て、大蔵大臣に六十億は確かだといふことを答弁させて、それでその六十億を、今の根本の六十億から割振りしたと同様な按分によつて、新事業に対して織り込むのだという答弁をあなたに言さなければ、わけなく済む。それを海のものか、山のものか未知にしておいて、ことに大蔵大臣がある席において、そういうことは知らぬといふ答弁をして、あとからまた疑直しをするといつても、さつぱりこの委員会としてはわからぬ。そこを同じ政府であるのだから、あなたの方からやつて、明日の朝でもここへ来て、はつきり答弁なさるに於いては、話もつともだといふことになる。わからぬといふことは無理だから、その点政府の連帯の責任として、ここへ明確にする必要があると思つて、どうかそれをやつていただきたい。

それからもう一つ、こういうことに対して、ぼくは畜産局長を呼んだのだ。大臣も聞いてください。そこで畜産局長に聞きたいのは、いよ／＼畜産というものをあなたにここへ織り込んだ。それならば、どれだけの受入れ態勢をこしらえて、導入資金は幾らだ。何は幾らだといふことは、畜産局で今研究なされておるのか。漫然とこちらから割振りするのを待つておるのか。そこでばかにされる、畜産局廃止なん

ていつて、われ／＼は情ない。もう少しあなたにしつかりしてもらわぬと、畜産はどうなるかわからない。せつかく大臣まで鶏の二千羽も飼つて大した畜産大臣になつておるのだから、この場合鶏に限つたわけではない、すべての問題であつた方の受入れ態勢がなくてならぬはずだ。その点の用意ができておるか、その点大臣に連絡をしておるか、事務的の連絡はどうなつておるか。それを承りたい。

○山根政府委員 私どもの方としては、畜産に所要の融資の計画を立てておられます。事務的には、金融課長の方へは、この法案と関連してしばしば折衝いたしております。特に畜産の施設資金につきましては、はつきりした具体的な数字を差出してあります。たとへば牧野の改良事業であります。また、あるいは畜産物の共同処理加工に要する施設、こういうふうなものにつきましても資料を差出してあります。それに基づいて官房の方でも計画を進めておられることと思つて、家畜導入資金につきましては、実は最初からの問題でありまして、当時から私どもの持つております家畜導入計画に基く所要資金額というものは実は立てておるのであります。ただこれは、私どもがその資料を得ました過程を申しますと、かねてから経済部長会合その他で、県知事からとりました材料を基礎にいたしておるものであります。一応それを私どもの基礎にはいたしておるのであります。新しく経済自立計画もそれに即応して若干改訂を見たような関係で、厳密に申しまして、そのまま持つて行けるかどうかという点

は、あるいは若干問題があるかとも思ふのでありますが、大体のスケールは動かないという考えで、そういう意味では一応の受入れ態勢は私どもの方では持つておるといふふうに御了承願いたいのであります。

○小笠原委員 そういふ計画があればこれ以上は追究いたしません。この問題を解決するために畜産局に資料を要求しておきます。今度大臣に御答弁いただくといつても、局長にはちよつとわからない点があるでしょうから、その資料だけを詳細に準備してもらいたい。これは食糧問題の重要な畜産関係の責任を持つておる省のことであるから、農地部の方とよく連絡をとつて、一体日本に無畜農家はどれだけあるか、これを調べてもらいたい。それからもう一つは、種馬、種牛、種豚、これらのものが日本で減少して、日本の畜産というものは全滅の形をたどりつつある、これをどういふ購入受入れ態勢にするか。それから今度の法案と直接関係はなくとも、予算が裏づけする家畜の衛生問題、伝貨のごときは国家が何億ずつ損をしなければならぬような今日の状態にあるにもかかわらず、原因不明なりとしておる。その原因不明が何であるか。学者に研究させる金を惜しんで、大蔵省がむやみに削つた点が原因でしようが、これは一ぺんに解決しなければならぬ重大な責任がある。なぜならば、馬の伝貨を研究するのにモルモットを使つておる。馬に與える金を與えぬで、モルモットに金を與えておる。これでは学者は研究も何もできない。ただ学者は月給をとつて、何とかその日暮しをするためにモルモットを使つておるだけだ。こんな

ていつて、われ／＼は情ない。もう少しあなたにしつかりしてもらわぬと、畜産はどうなるかわからない。せつかく大臣まで鶏の二千羽も飼つて大した畜産大臣になつておるのだから、この場合鶏に限つたわけではない、すべての問題であつた方の受入れ態勢がなくてならぬはずだ。その点の用意ができておるか、その点大臣に連絡をしておるか、事務的の連絡はどうなつておるか。それを承りたい。

ていつて、われ／＼は情ない。もう少しあなたにしつかりしてもらわぬと、畜産はどうなるかわからない。せつかく大臣まで鶏の二千羽も飼つて大した畜産大臣になつておるのだから、この場合鶏に限つたわけではない、すべての問題であつた方の受入れ態勢がなくてならぬはずだ。その点の用意ができておるか、その点大臣に連絡をしておるか、事務的の連絡はどうなつておるか。それを承りたい。

くだらないことを政府はやつておる。畜産局は実際もう少しがんばらなければならぬ。その点もはつきりさせ、どれだけの予算があればいいかということも考え、それから今後これをどれだけ導入すればいいか。それから乳・肉・卵の問題が一番大きい。一般国民に配給するにはどれだけの必要とするか。これはだん／＼文化的な食糧確保に進行して、乳・肉・卵が問題になる。どれだけの鶏があつて、どれだけの乳があつて、どれだけの肉があつて、その資源をどこに求めて、それをどういうふうな配置するか、どういふ牛が一番肉によろしいか、乳にどういふ種類のものがよろしいか、卵はどうであるかというようなことを厳密に調べて、統計をとつて、政府の方針として、こう／＼こういうことを織り込まなければならぬ、こういうようなことをしつかりと現わしたものを——これは農林委員としてはだれでもほしい。もつともわれ／＼の調べと政府の調べと、その資料によつて突き合せて研究する必要がある。であります。一応政府として準備が必要なんです。なか／＼この問題はしつかりしない。それから話は進んで、次に突き詰めなければならぬのは、国営競馬の問題です。この問題に対して、せんだつてあなたの方で、国営競馬でフォーカスを一時中止した。そうして間もなくこれを復活した。この復活はばくちも要求はしたが、だれがこれを中止したか、またそれによつて損害をこうむつた額が幾らあるか。しかも政府として一時中止したところ、ほかの方から反対されたからか、また復活された。こんななみつともないことはない。さらに

またフォーカスを中止したために、地方競馬の方にすつかり株をとられてしまつて、いまだに国営競馬が浮き上らないような状態にした。この責任をだれが負うか。この責任を役人に一人も出さないということはどういふことだ。こういう不都合なことをした者に對して——競馬部長であるが、畜産局長であるが、こういう国家に大損害を與えた者に責任をとらせないことは何事だ。こういう畜産に関する重大問題に對して、みなしらを切つて、あくをかいて眠つておるのはだめだ。功罪をはつきりして進むようになければ、畜産の方はいつでもばかにかされて、畜産局長、あなたば／＼しておると、あしたにでも畜産局を廃止するということがどこからか出て来ますよ。出ない前に用心して、あなたの方で相当準備をして、国家的な立場に立って大臣を補佐し、畜産の問題を一番先に掲げるようにしなければ、畜産の金なんかどこからでも出るから、これはあとまわしにした、こういうにぶい話を大臣がするようでは情ない。それはあなたの補佐役が足りないのだ。この点を十分お気をつけなすつて、しつかり立ち上らなと、わが日本の食糧解決の問題は土台が少し怪しくなる。あなたは国家において重要な立場にあるのだから、その点しつかりしてもらいたい。そうして詳細な資料を出していただきたい。

○廣川國務大臣 小笠原さんから、大蔵大臣を連れて来てここでしやべらせろという話であります。池田君もこの関連審査会で言つておる通りに、法文の一々を讀んでないものでありますから、ああいつたちぐはぐな答弁をいたしておりますが、この法律さえ通してあげれば、必ずこれは道義的に大蔵省を縛ることができるのでありますから、早く法律を通して、縛ることをお考え願ひたいと思つて、縛ることをわれ／＼としては、池田君にも十分あなたの意のあるところを伝えておきます。事務の方でも、これを事務的に十分折衝いたすことによぶさかではございません。

最後にフォーカス廃止の問題についてであります。これは私が処分してやつたので、私はその責任を感じて済まなかつたと考えておりますから、どうぞ御了承願ひます。

○小笠原委員 大臣、そんなことを言つては困るよ。私と言つて、あなたはフォーカスのことを何も知らぬのに、そんなとぼけたことを言つて、部下をかばうのはいけない。そういうのならば、部下の罪惡に對して別の観点から、部下の罪惡に對して別の観点からこの次掘り下げて、大臣に責任を負わせる。大臣がそういうつまらない、わかりもしないことを、おれがやつた——最後はあんたが判をついたこととはわかつておる。しかし大臣に判をつかせるように迷わせた者はだれだと私は言つておる。その根本の点を聞かなければ、みんなおれだ／＼と言つてしまつてはだめだ。そうすると補佐役というものはさつぱりわけがわからなくなると。

それから今の大蔵大臣の問題、もし大蔵大臣がここで答弁できないというところが何かであつたらば、非公式でもよろしい、われ／＼各党から一名ずつ行つて、あなたが立会人で大臣の前で、法案が通ればこの問題に對しては解決、つけるという、その話ができるかできないか、その点をひとつあわせて御答弁願ひたい。

○廣川國務大臣 それは十分私相談します。

○横田委員 臨時国会を開いて、いろいろこういうふうな問題をきめるような機会があるような話でございましたね。それで一応開いておきたいのです。廣川農林大臣は畜産のこの問題より、もつと大きな問題である興農国会を朗報で放送されたことがある。しかしそれは、去年が終つても一向興農国会はなかつた。今度の臨時国会はいろいろの見通しなんです。それをちよつと承つておきたい。

○廣川國務大臣 臨時国会は必要に応じて開かなければならぬと私は考えておりますが、いつ何日というふうに明示するわけには参らぬと思つております。

○横田委員 その臨時国会は、去年のようにならば正月を越しますか。

○廣川國務大臣 そんなに悠長ではなないと、私は私の勘でそう思つております。

○横田委員 そういたしますと、畜産のことについては、市中銀行から相当の金融の方法もあると言われましてね。具体的な例を聞きたいのですが、時事新報の二十六年三月八日に報道した記事として、こんなことがありまして、「穀倉の秋田県」としても、單作地帯なので、果當局は管農合理化の一方法として、昨年八月に家畜導入資金の貸出・借入を奨励したのである。私の郡では十五町村、約三百農家が借入を申請したのであるが、云々、こういうようなことがずつと書いてある。あとは略しますが、ここには農村で農馬

を持つておられない、飼料が高いから持つておられない。しかたがないから、農耕に近い馬であるにもかかわらず、これを近郊地に売り渡している。こういう記事が出てくる。こういうことと對しましては、どういふふうな具體的に金融の道があるかということを承りたい。

○廣川國務大臣 私は比較して申し上げるのであります。土地改良等にはほとんど市中銀行は見向いてくれません。しかし少額な半馬買入れ等については、無盡の金であるとか、あるいはまたさういつたような市中の金融機関でついでおることを私は承知いたしております。さうに比較して申し上げるのであります。この一般の購入資金、特に開拓者その他單作地帯あるいは零細農等については、投入資金の必要なことは十分承知いたしております。

○横田委員 その金額が今まで一体どのくらい入つておつて、具體的にはどういふ金はどうしたら借りられるか。大体畜産関係のことについて、中金にいろ／＼金融のあつせんをいたしましたところ、なか／＼これはやつてくれないのであります。ところが大臣の方から言われまして、やられておるよ、に言われる。やられておるよ、に言われるのであるから、どういふふうなやつておられて、具體的にこの問題はどうかしたら解決つくかということだけを承りたい。

○廣川國務大臣 そこで私がいつも提案しておる中短期の金であります。農林中金の中金債を預金部で引受けてもらつて、そしてそれをまわしたいというところを、いつでも私は申し上げて

おるはずであります。

○横田委員 時間もないそうですが、私が聞きたいのは、日本の農産物の二十八年度の達成目標を見て参りますと、これは大体二十八年度において、公平にわけまして一人が三斗一升ほど飲めるようになつておる。しかしこれでもやはり一人あたりの牛乳は一日一合になつていない。現在アメリカにおきましては、あるいはスエーデンにおきましては、一人が四合ほど飲めるような状態である。ならばアメリカでも四合も飲めないというので、ずいぶん日本にアメリカの牛乳が入つておるように思われるのであります。この牛乳が良質であつたらしいが、あまり良質でないものもあるらしい。聞くところによると、学校給食に使つてゐる中にアメリカの牛乳が相当あるらしい。そのアメリカの牛乳を飲むと、相当下痢を起すことがある。だから子供たちがこの牛乳をもらつたときには、廊下を歩くときにはゆすぶつて歩いてこぼす。ここで聞きたいのは、アメリカの過剰畜産物が日本にどのくらい入つておるかというところ、過剰畜産物が入つておるその金額と、この金額をアメリカに拂わずに日本の農村に投入する、そして日本の畜産を達成するために政府がとつておられるところの、畜産に対する何か自主的な方法があるかどうか。

○廣川國務大臣 アメリカの乳産品の過剰いたしておることは、私よく承知いたしております。大体日本の市価の半額で日本に入れたらという話があつたのであります。但しこれは日本の畜産界を圧迫いたしますので、われわれは輸入を断つております。ただ進駐軍

用として入つておるものが市中に流れおるかに聞いておりますが、正式のルートで一般家庭に配給されておるものは、私はないと思ひます。どう流れておつても、表向きは進駐軍用としてある程度のもが入つておることは承知いたしておりますが、これは内地に入れぬように私は努めております。また申入れのあつたときに断つたことを記憶いたします。

それから日本でもたくさん乳を飲ませたいということでありませんが、そこでわれわれが考へておることは、日本の役牛を牛乳牛化することであり、また労働にも耐えられ、しかもまた良質な乳も出るような牛に改良いたしたいということ、私たちは黒澤君を北歐——特にデンマーク、スエーデン、あの辺の、乳用に耐え、しかも労働に耐える牛の突進生活を調査に行つてもらつておるのであります。日ならずして帰つて参りますが、その資料に基づいて、私はこれを善処いたしたいと考へておるのであります。

○原田委員 小笠原委員に対する大臣の御説明では了承を得たのであります。大臣みずからの答弁であり、おそれ、おそれ、間違ひはないと固く信じておられます。しかしながら政府のつしやることは、ややもすると龍頭蛇尾といひますか、全然形を消してしまふ傾向がある。一例を申し上げますと、昨年来国営競馬のマーヅンを畜産奨励費に三分の一出そう、こういうことを実は農林委員会が決議をいたしまして、了承を得ておる。ところがその後一錢も出しておられませんか。それと同時に、今度の農林漁業資金金融法の改正でも、ようやくオーケーをとつた

のが畜産業と畜産業だけであります。けれどもこれは言つただけで、中身は何にも伴つていない。だから先ほど申し上げましたところの、見返り資金の六十億ではどうも手が届かないから、別途預金部資金から六十億を出しますから、それによつてその方を何とかしよう、こういうことであり、これが、これもはつきりしてない。だからで得る限り、この点は歩合度をきめていただきたたいと私も考へるのであります。しかもこの金も、しんごう蛇尾に終ることになります。農林委員としては、特に畜産方面の諸君が腹を切らなければならぬような立場になるといふことは、十分洞察を願わなければならぬ。もちろん大臣も、その意気でもつて御善処方を願わなければならぬと思つております。

次にもう一つお尋ねしたいことは、これは資料をあとで求めたいのですが、阪神競馬の開設以来の収入のデータ、それから阪神競馬の賃貸に要するところの家賃あるいは借入れの方法等の書類、それからそれに対するいろいろな契約書類、こういうものをぜひ出していただきたい。

なご最後に、先ほど農林委員会というものの性格について、小笠原委員からお話がありました通り、もう少し重視してもらわなければならぬ。実は私も、軽視しておられるのじやないかと思ふ。何となれば、農林委員は全国の国民の半数を占めることのある農村の代表者である。しかも水産業、あるいは商工業に比べて、農林くらゐ純真で正直なものを言えない者はない。だから常に税金に苦しめられ、供出に苦しめられ、その他のことで苦し

められて、経済的破綻の状態に追い込まれておる。大臣は所管大臣であり、ますから御承知のことと思ひますが、私も、私どもはそういう意味から、ここに連なることのある農林委員というものは、農民のほんとうの魂の火のかたまりでなければならぬと思つておる。そういう意気込みでいろ／＼なことを相談もし、あるいはいろ／＼なことを改良してきめるのであります。これがなかなか／＼表に現われぬ。これは役所の方で取上げないという場合には、ややもすると農林委員のみならず、日本農村を軽視することになりはしないか。私はこういう点を憂うのであります。食糧増産の面から需給態勢の面です。ほとんど農業が背負つておる面であり、ほとんどが終戦後食糧に困つた時代においても、農村は魚も食わないで、蛋白カロリーもとらないで生活して来たことは事実であります。そういう面から考へて来まして、どうかするところの委員会と農林委員会が太刀打ちできないというような、何となくさびしい感を抱くような諸君がここには多いのであります。大臣は所管大臣でありますので、農林委員会の性格を十分御承知であります。どうかもう少し御出席願ひまして、われわれを鞭撻せられまして、ほんとうに日本農民のためになるような政策を打立ててもらうように、最後にお願ひしておきます。

○廣川國務大臣 先ほどの、これから期待しておる六十億についてやむやみになると、農林委員会として面目がなるといふようなお話でありまして、これはまったく政府としてさやうなことをいたした場合には、政府自身の責任

であるのであります。われわれ／＼いたしましてはどうしても六十億を入れたい。そしてこの法律によつて政府が決定されたことに、十分に政府が全責任を負いたい、こういう考へでおるわけでありまして、これはあなた方農林委員会の意を体して、大蔵省に十分折衝をいたします。それからまた全人口の約半分を占めておる農民の代表である農林委員会を尊重してもらいたいというところでありまして、われわれは文字通り尊重いたしておるのであります。

それから農村に対するところの金融、あるいはまた国家資本のわけ方についてのお尋ねのようでありまして、私も、私も最初から国家資本を農村に投入いたしまして、最も経済力の脆弱な農村に資本の蓄積をしてもらう考へておるのであります。それでこの間からだんだん／＼一万田君が提唱いたしておる、日本に外資を入れないということとがそこにあるのであります。われわれも、この点については前々から準備をいたしておるのであります。大休今、日本の金に換算して七千億の資本を農村に入れますと、千九百万石が——机上のプランと言われるかもしれませんが、はつきりそれが出て参るのであります。そういたしますと千九百万石外国から買つておつたものに拂う金を、工業原料として入れて、日本の富がなご増すようになるのであります。その一例は、あのアメリカからパキスタンに投入いたしておる大量の資金はどうして入れておるか、あるいはまたどういふ方法でこれを使つておるかという方法を、今詳細に検討いたし、また農林省としてもそれに対応する準備を今進めておるやうな

けであるのでありまして、決して農村を軽視いたしていないのであります。われ／＼は自立経済をお互いに叫んでおるのであります。真の自立経済は、ここから私が出発しなければならぬと考へて、その方面に努力いたしておるのであります。決して農林委員会を輕視する考へはないのであります。なお御要求の資料は出すようにいたします。

○千賀委員長 小淵君。

○小淵委員 長期資金の関係で、先ほど小笠原委員の質問された中に、大臣が、蚕糸に対してはすでに自己資金等もあるのだと、それを一時流用しておいても間に合うのだとお話をちよつとお聞きしたのですが、この自己資金とはどの金を指して言われたのか、それをちよつとお伺いしたいと思つてあります。

○廣川國務大臣 小淵君、それはちよつとお聞き違ひだと思つてます。蚕糸業界には、清算事務に入つておるうちに、いわゆる蚕糸家または蚕糸家としての金があるものであります。私はこれを正常に資金化したいということを言つたわけで、蚕糸業発達のために清算事務に入つて、その清算事務の中で保管しておる金があることは、あなた方先刻御承知の通りであります。これを正常化された資本にしたいということ、折衝中であるということをお話しておるのであります。

○小淵委員 私も多分その金を指して言われたのじやないかと思つてますが、これは非常に趣きの違ふ金になつて来ておるわけでありまして、すでに御存じの通りでありまして、これは蚕糸業界の例の清算金になると思

うのであります。これはひとり養蚕業にのみというわけには行かない金なんでありまして、なにかんづくこれを流用するには、相当困難な問題もあると考へなくてはならないと思つております。ただ私どもが一番心配したのは、この金もあるのだから——大臣が非常な心配をなされておつて、あとの六十億も心配される。そのときにもしこういふようなこともあるのだからというやうなことが考へられておつたら、それこそ私は、この蚕糸業の増産の前に、大きな考へ違ひをしていられることがあるのじやないかという考へを述べたのであります。これはこの間もちよつとお話したのですが、概して蚕糸局の予算が非常に少いのであります。この点は蚕糸業の重要性を考へていただければ、大臣もすてによくおわかりになつてくださるものと考へております。ただこの蚕糸局の少いところに持つて行つて、戦争中ほとんど五分の一以下に生産がされておるところのこの繭を、何とか五倍、六倍に引上げて行こうというのが現在の蚕糸業の考へ方でありまして、そこで一番重要な稚蚕共同飼育場であるとか、産繭の共同保管に関する施設の問題であるとか、あるいは検定繭の地域別の乾燥場の設置であるとかいう問題は焦眉の急であります。こういう重要なことがあるにもかかわらず、蚕糸局の予算が比較的に少いのであります。その上におかれ／＼は、自己の資金が流用できるのだという考へが入りますれば、ともすれば御心配願つた六十億は、非常に削減された結論の出で来ることをおそれるのであります。蚕糸業の重要性は特に御承知だと思つてますが、この点に特段の

御配慮を願うことと、こういう金がある簡単に使えるものではないということをお話の上、実現されたときの御考慮の資料にしたいと考へたいことを、特にお願い申し上げておく次第であります。

○廣川國務大臣 あなたの御趣旨はよくわかるのであります。しかし糸価が安定することによつて養蚕も安定することでありまして、相関連しておるものであります。非常にむづかしいと御指摘になりましたが、まことにむづかしいのであります。これはどうしてもわれ／＼は了解をつけたと思つて努力いたしておるのであります。あなたの御指摘の稚蚕共同飼育場につきましては、本会計に入つておると思つております。産繭の共同保管のことは、今後期待しておる六十億の中に十分考へたいと思つておる次第であります。

○小淵委員 そうしますと貸付金の種類の中に、すでに稚蚕共同飼育場の予算がこの項目の中に入つておると言われるが、私はそうではないと思つておりました。今後それを考へたいということでありまして、

○廣川國務大臣 ちよつと記憶が間違つておりました。今後それを考へたいということでありまして、

○小笠原委員 今大臣より千九百万石の解決について、外資の多額のものを入れる、そして解決をつけたという御要請的な御答弁があつたのであります。そこでここに大きな問題がある。なぜならば、これからどうしたつて生活も文化的になるのでありまして、アメリカと同様に乳・肉・卵というものは必要になるので、そこで米麦ばかり増産しての解決はつかぬ。多分あなたの方はお考へおきおきしようが、ここに畜産の乳・肉・卵を織り込んだら

めに千九百万が千五百万とか千三百万とか、どこで歩どまりをして、どこで畜産を促進せしめるかという御見解があるに相違ないから、畜産局に説明して資料を出し、どれだけが畜産資源で、どれだけの融資が獲得できるか。同時に米麦の關係はどの辺まで行くか。日本の食糧が解決がつくか。従つて外貨の利用というものは、農村關係の農作物並びに畜産にどういふふうになり振る当てる計画があるか。一応ここに一万田さんが計画を立てると同時に、農林省の方の全般に対する御計画があるに相違ない、それをひとつお示し願ひたい。そうして来るとはつきりわかつて来ます。

それからただいま原田委員の質問に對し大臣は、もしこの六十億が補正ができないとすれば、この法律を置くことは重大だ、政府も困るのだ、こう言われたのであります。われ／＼委員会はその問題ではない、委員会として見通しがどこかについたことによつてこれを通過せしめないと、われ／＼委員の職責が立たぬということを論じておる。従つて最小限度委員会で大蔵大臣が御答弁ができるだけの用意と準備がまだできない、あるいはそういうことをするんがどこかでさしきわりのあるからということならば、非公式でよいから、各派代表の委員に對して御答弁を願つてそれで進まう。先刻申し上げたのはその意味でありまして、ただ漫然と通しさえすればこうだ、われわれにも責任があるのだといつただけでは、われ／＼委員としての職責が盡されぬ、これだけを申し上げておきます。

それから事務当局から、簡単なこと

ですがちよつとお聞きしたい。それは今度この六十億、さらに追加したもの合せて今の金融問題に利用するということになつて、地方銀行あるいは中金に二割八分の政府並びに銀行の補償關係、これは一体どうなるのか。補償のことはよくわからぬが、かりにある銀行が一千万円貸したとする、そのときに二百万円さへつてしまえば、その銀行に先取権があつて損がないといふことになるのか、この一千万に按分しての二割ということになるのか、共同出資ということになるのか、そうでなく、おの／＼單獨的な責任になるのか、この点をはつきりしていただきたい。

○塩見政府委員 ただいまの補償の点につきましては、銀行が優先いたします、按分いたしません。

○千賀委員長 午後は二時より再開することにいたしました。暫時休憩いたします。午後の日程は、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案に対する質疑であります。

午後零時二十四分散会
午後二時二十五分開議
○千賀委員長 午前中に引続き會議を開きます。

これより積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案を議題としたし、質疑に入ります。足鹿君。

○足鹿委員 ごく簡単な問題であります。非常に重要な点であります。第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

第一点は、この積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案の積雪寒冷単作地域は、主として北海道、東北、北陸等の地域

に限られておるがごとき印象を受け、北海道、東北、北陸の振興法案の別名であるかのごとき誤解もあるようでありませぬ。しかし法案の示しておるところによりませぬ、これはただ単に東北、北陸、北海道等の地域に限定されるべき性質のものでないことは明らかであります。さてそこで問題になりますことは、この積雪寒冷地帯の定義については、私も参考書類としてもらいましたもの、また法案によつて見ましても、きわめて抽象的でありまして、了解しにくいという点であります。その点について、提案者の御所見を承りたいと存じます。

○松浦委員 これは足鹿君仰せの通り、第二條に明確にうたつております。「農林大臣は、積雪寒冷地帯振興対策審議会の議決を経て、積雪寒冷がはなはだしく、その区域内における農地の利用率が低く、農業生産力が劣つてゐる道府県の区域を積雪寒冷地帯として指定する。」こういふふうの明文にある通りであります。

〔委員長退席、野原委員長代理着席〕
積雪寒冷がはなはだしく、また農地の利用率が低く、しかも農業生産力が劣つてゐる。この三つの條件を備えた地域をば、農林大臣が議案といたしますか、諮問案といたしますか、それを雪積寒冷地帯振興対策審議会にかけまして、そこで慎重な審議を経て、その議決によつてこれを道府県に指定するものであります。あらかじめわれわれがどの県というものを指定しておるわけではありませぬ。日本が南北に細長く、しかも太平洋洋面が表日本と呼ばれ、日本海に面する方が裏日本と言わ

れておりますが、その中で、大ざつぱりに言ふならば、北日本と裏日本ははなはだ恵まれない。こういういろ／＼な悪い立地條件を持つておる。その中から、いろ／＼な資料のもとに、おそろくどういふ指定という問題が起るのであらうかと思つておりました。立案者があらかじめどの県を当てるといふことは、現在のところ考へていないのであります。

○足鹿委員 今松浦さんから御答弁をいただいたのであります。もう少し私の明らかにしておきたいと思つては、いわゆる積雪寒冷地帯というものは、この法案の第二條にもありますし、この参考資料の中にも一応抽象的に触れて行つた場合に、農林大臣が指定して行く場合におきまして、ある一つの條件を仮定してやる考へ方が盛られて行くものであらうと考へます。たとえば高度でもつてある一つの条件を見る、あるいは湿度、日照、降雨量、積雪量というふうな、それらのものが総合されて、耕地としての非常に不利な条件がつくりに出されておるのであります。そういふ一つの条件と申しますか先刻私は定義と申し上げましたから、きわめて抽象的にお答えになつたようでありませぬが、そういうような点について、いかようにお考えになつておるか。その問題が明らかにになります。これはある局地に限られたものでないといふことが一応明らかになつて来ると思つておりました。その点をもう少し具体的にお願いしたいのであります。もしできますならばこれらの点について参考の意見を農林当局からでも聴取できるようにでありますならば、委員長の

方においてしかるべくおとりはからいをお願いしたいと思います。
○松浦委員 お答え申し上げます。私には今の地域の問題は、先ほど御答弁申し上げた要旨で盡きる、こういうふうな法律が通過いたしました際に、いろいろ資料といひますか、そういうものがたくさん出て来るだらうと思つております。たとえば農林省で持つておられる研究資料があるはずでございますし、たとえば積雪というのも大体どの程度のものであるか、あるいは寒冷というものはどの程度であるか、そういうふうなことも大体資料が出ると思つておられます。そういういろ／＼な資料を勘案した上に、俗に言うところの北日本、裏日本の非常に恵まれない地方、そういう県の中で、ある程度そういう地域を含む県を、農林大臣は審議会にかけるのではないかと、私は今こゝで東北六県とかあるいは北陸とか、そういうふうなことにこの委員会では、この県を指定しようといふことを申し上げることは、まだいささか早いのではないかと、こういうふうな思ふ次第であります。

○足鹿委員 これは審議の参考資料だと思ひますが、積雪寒冷地帯単作農業の特質と振興の意義といふものは政府で編集されたものでありますか、どういふところで編集され、研究されたものでありますか。
○松浦委員 これはむろん農林省の資料も使いましたが、私どもの手元において作成したものであります。

○野原委員長代理 政府から説明員が来ておりますが、渡部農政課長どうでしょうか。
○渡部説明員 ただいま松浦委員の方からお話がありました。実はこの単作地帯の定義につきましては、程度の問題によつて、はつきりしておるところと区分が判定しにくいところがある。これは一昨年の暮れから昨年の春にかけて、農業調整委員会に単作地帯の専門部会を設けて、いろいろ討議いたしました。そのときに結局単作地帯の定義を、積雪量が多い、あるいは非常に寒冷であるという二つの條件を元にしまして、それに基づいて土地の利用が非常に片寄つておる所を単作地帯として指定したいといふんじやないか。これを実際の行政施策の対象にするのは、たとえば、そういう山の方の山の上も積雪単作地帯になるんじやないか、こういう問題もできますが、これが非常に広汎に及ぶ場合は、相当広く南の方まで施及を及ぼすようにしたいといふんじやないかというふうな趣旨で繰り込まれておるようになれ

○松浦委員 先刻申しましたように、この法案は非常に重要な法案であり、また私はすみやかに成立することを希望しておるもの一人でありまして、そういう意味において審議をすみやかにしたいために、御質問申し上げておるのであります。先刻も申し上げますように、私が今までお尋ねをしておりました点について、農林当局の方ではもう少し具体的に御研究の点をお答え願ふことはできないでしょうか。委員長の方でお打合せできましたら、お願いをしたいと思ひます。

○足鹿委員 大体ただいまの御説明で一応了承いたしましたから、この程度で単作地帯の定義は打切りたいと思ひます。でき得る限りたいだいまの渡部さんの御説明の趣旨に沿つて、これが運用については、広く條件をひとしくする地帯につきましては、特にさうな地帯における劣悪な農業条件で農業を営み、非常に遅れた零細農が多いのでありますから、あまねくこの法案の趣旨がさうなところまで徹底するように運営していただきたいことを、私は熱望するものであります。

最後に、十三ページの法第十三條第一項第十八号の積雪審議会の委員の点について、「農業者の団体を代表する者三人以内」といふことになつておりますが、一般に私も農村関係の仲間をよく話します言葉の中に、協同組合関係は農業者団体だ、農民組合や農民連盟あるいは開拓連盟といふような農民団体といふ言葉で表現されておる農業者団体もあるわけでありませぬ。それらのものすべてを包括しておると解してよろしいのでありますか。その辺を明らかにしておいていただきたい。

○松浦委員 この農業者の団体を代表する者につきましては、大体すべてを包含すると思ひますけれども、その内容はどういふことかといふことは、まだ全然規定されておりませぬ。
○足鹿委員 別にどれとどれという意味でなしに、いわゆる農民団体あるいは農業団体等すべてのものを広汎に含んでおる、かように解釈してよろしいのでありますか。
○松浦委員 これは広範囲に解釈してもよろしいと思ひますけれども、事業

者団体法その他でこういうものに入れないというものは、むろん省かれると思ひます。解釈としましては、広範囲に解釈してよろしいと思ひます。

○野原委員長代理 ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○野原委員長代理 速記を始めてください。

○足鹿委員 以上で質疑は終りです。

○野原委員長代理 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑がなければ、この際討論を省略して、ただちに採決したいと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長代理 御異議がないようでありますから、これから積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○野原委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものときまりました。

なおお諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長代理 御異議なしと認めます。さようとりはからいます。

本日はこの程度にとどめ、明日は午前十時より開会いたします。

午後二時五十二分散会

〔松浦東介君外百四十名提出〕に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

〔参照〕
積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法案

昭和二十六年三月二十八日印刷

昭和二十六年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所